

書記官送達
平成27年9月24日受領 印

平成27年9月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第3273号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成25年(ワ)第18068号)

平成27年7月30日口頭弁論終結

判 決

[Redacted]

控 訴 人
同訴訟代理人弁護士
同

[Redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人
同代表者法務大臣
被控訴人指定代理人
同
同
同

国
上 川 陽 子

[Redacted]

主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成22年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 本件は、控訴人が、平成22年7月11日に実施された第22回参議院議員通常選挙において、選挙前に住民基本台帳に記録されている期間が3か月に満たない転居を繰り返したことにより、いずれの選挙人名簿にも登録されず、投票することができなかったが、選挙前に二度の転居を繰り返したことで投票することができないことになる公選法の規定には明らかな法の不備があり、国民の選挙権を侵害する違憲なものであって、これを改正しないまま放置した国会議員の行為は、国家賠償法上、違法と評価されるべきであるとして、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人に対し、慰謝料10万円及びこれに対する不法行為日（損害の発生日）である上記同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 前提事実及び関係法律の定め並びに争点及び当事者の主張は、後記3のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の補正

(1) 原判決3頁22行目の「基準日」の次に「（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日）」を加える。

(2) 原判決6頁15行目冒頭から24行目末尾までを削除する。

(3) 原判決12頁6行目の「定時登録は」から7行目の「ことになり」までを「毎年9月の年1回の定時登録のほか、選挙時登録が行われることになったため、転出者が新住所地で転入届をしてから3か月以降に選挙が行われれば、新住所地の選挙人名簿に登録されることが可能となった。そして」に改め、12行目の「排除するため」の次に「、昭和44年改正により」を加える。

(4) 原判決14頁16行目の「転出先」を「転出元」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は、理由がないものと判断する。その理由は、後

記2のとおり原判決を補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の1, 2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決17頁5行目の末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、平成17年判決は、判断対象となる選挙権又はその行使の制限が一時的であるか否かを区別していないのであるから、平成17年判決の合憲性枠組みが本件にも採用されるべきである旨主張する。しかし、上記のとおり、平成17年判決の事案と本件とでは、選挙権の行使の制限の程度に明らかな差異が認められることに照らせば、平成17年判決が示した合憲性判断の基準が本件のような事案を射程に置いているとは認め難く、控訴人の上記主張は採用できない。

また、控訴人は、成年被後見人選挙権確認訴訟、在宅投票制度違憲訴訟、ALS患者選挙権訴訟などにおける下級審判決においても、選挙権又はその行使に対する制限は必要やむを得ないとする理由がある場合に限られる旨判示されており、本件においても、そのような厳格な判断枠組みが適用されるべきであるとも主張する。しかし、上記事案は、選挙権が付与されていない事案（成年被後見人の事案）又は選挙権の行使がほぼ全面的に制限されていた事案（在宅投票制度及びALS患者の事案）であり、限定された期間において選挙権の行使が制限される本件とは事案が異なるのであるから、上記下級審判決において採用された判断枠組みを本件にも適用すべきである旨の控訴人の主張も採用できない。」

(2) 原判決17頁8行目の「採用できない。」を「採用できないし、選挙権又はその行使を制限することについて、平成17年判決にいう「やむを得ないと認められる事由」の存在を被控訴人が主張立証すべきである旨の控訴人の主張も採用できない。」に改める。

(3) 原判決20頁20行目末尾の次に次のとおり加える。

「また、控訴人は、平成27年5月27日に衆議院及び参議院に提出された「公職選挙法の一部を改正する法律案」は、市町村の区域内から住所を移した者につい

て、その市区町村に住所を有しなくなった日から4か月を経過しない市区町村の検索がシステムの改修等により可能となることを前提としており、そうだとすれば、控訴人の提示する代替案の実現が可能である旨主張するが、同法案が控訴人の主張する前提のもとに提出されたと判断し得る根拠は見当たらない。」

(4) 原判決21頁6行目の「できないこと」を「できないという程度の選挙権行使に対する制約」に改める。

(5) 原判決21頁8行目冒頭から22頁9行目末尾までを次のとおり改める。

「(3) 以上によれば、3か月記録要件と転出後の登録抹消のための猶予期間を4か月と定めたことを含む公選法の選挙制度は合憲というべきであるから、その余の点については判断するまでもなく、控訴人の請求には理由がない。」

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山 田 俊 雄

裁判官 棚 橋 哲 夫

裁判官 馬 渡 直 史

これは正本である。

平成27年9月24日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 木 暮 理